

新事業開発コース

●新商品・新技術・新役務(サービス)の開発 ●試作品の販路開拓

補助率・限度額・対象経費等

項目	要件
補助期間	最大2か年
補助率	1/2(※2/3)※県の推進する重点推進分野に関する事業の場合
限度額	300万円
補助対象経費	専門家謝金、旅費(専門家、職員)、会場借上料、通信運搬費、借損料(リース、レンタル料)、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費(汎用機器は除く。)、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費(知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費)

※県の推進する重点推進分野に関する事業とは

以下に関する事業の場合は、補助率が2/3となります。

アグリ関連事業	本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組(農工ベストミックス型産業(農商工連携による商品開発等を含む)等)
ライフ関連事業	人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組(医療・健康福祉関連産業(医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野)、生活関連サービス産業等)
グリーン関連事業	本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組(再生可能エネルギー産業、環境関連産業、グリーン・モビリティ関連産業等)
知的財産活用事業	知的財産を活用した企業経営に資する取組
その他経済を回す取組及び事業	国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組、新しい生活様式に対応した取組(観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等)

事業実施期間

単年度事業の場合／交付決定日から令和4年3月31日まで

2か年事業の場合／交付決定日から令和5年3月31日(最長)まで

事業スケジュール／新事業開発コース

募集期間／令和3年6月15日(火)～令和3年7月27日(火)

■事前審査／令和3年8月上旬～8月中旬 ■審査委員会審査／令和3年9月中旬 ■交付決定／令和3年9月下旬

※事業の終期は事前にご相談ください。

Q&A

Q&Aは抜粋です。詳しくは、財団HPをご覧ください。
Q&A情報は、随時更新されます。



Q1 補助期間内に商品開発が完了しなかった場合でも、補助金は交付されますか？

A1 申請時に計画していた調査や試作等が行われ、当初の目的が凡そ達成できていれば補助金を交付します。

Q2 補助金で作ったものは販売できますか？

A2 補助対象は試作品や販路開拓等に使用される無料サンプルに限定されます。販売するものは対象外です。

Q3 経営革新とはどういうものを指しますか？

A3 自社としての新しい取組であることが必要です。個々の中小企業者にとって新しい取組であれば、既に他社に取り組まれている内容であっても、原則(※)補助対象となります。そのうえで、相当程度経営が向上することが期待できるかにより、判断されます。

※既に、同業他社に相当程度普及している場合などは補助の対象外となります。

Q4 事業計画の採択基準と審査について教えてください。

A4 次の基準などにに基づき、総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

- ①新規性が認められること。
- ②補助事業の実現性や事業化の熟度が高いこと。
- ③補助事業の事業期間内にある事業者が新たに申請する場合においては、実施中の補助事業の成果の検証を十分に行っていること。
- ④補助事業の実施により事業成果の目標達成が見込まれる等の、本県の産業振興と地域活性化の効果が高いこと。

Q5 付加価値とは何ですか？

A5 付加価値は、次の計算式で算出されます。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{1人当たりの付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{従業員数}$$